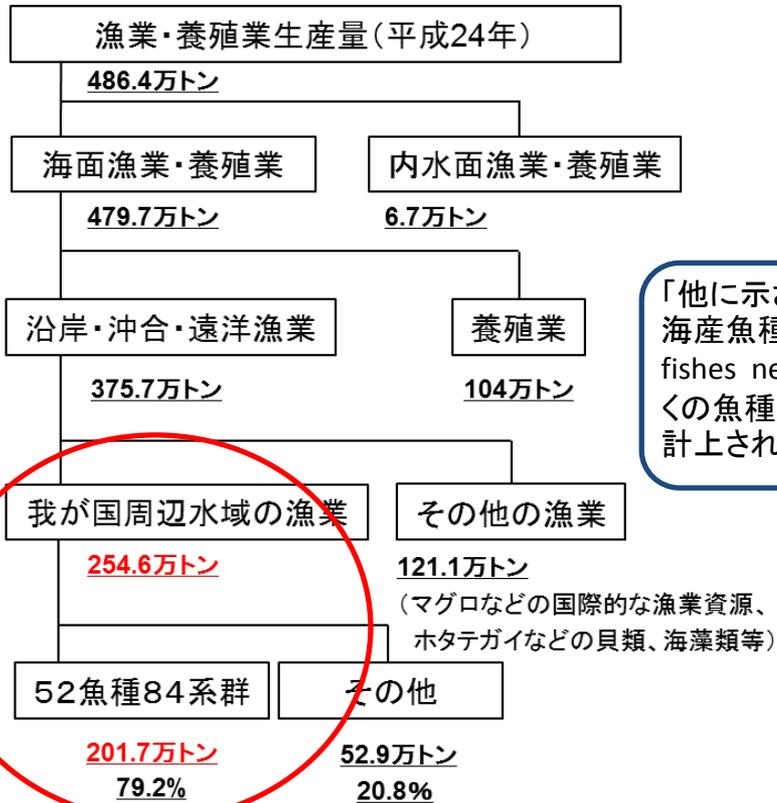


委員指摘事項に関する資料

我が国における主要魚種の漁獲量及び漁獲割合

○第一回検討会資料4-1に掲載した2つの漁獲割合は、魚種の区分が必ずしも同一ではなく、また、漁獲割合を計算するにあたり分母・分子の取り方が異なることから、同列で比較できないところがある

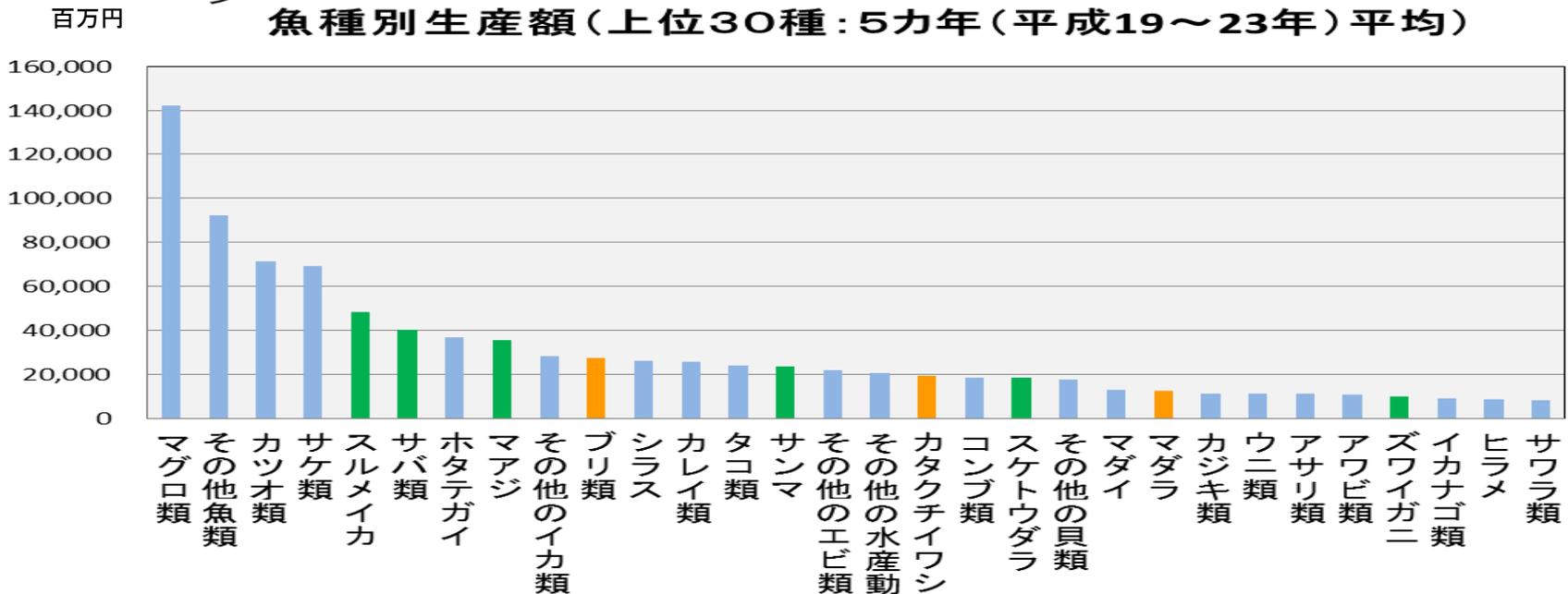
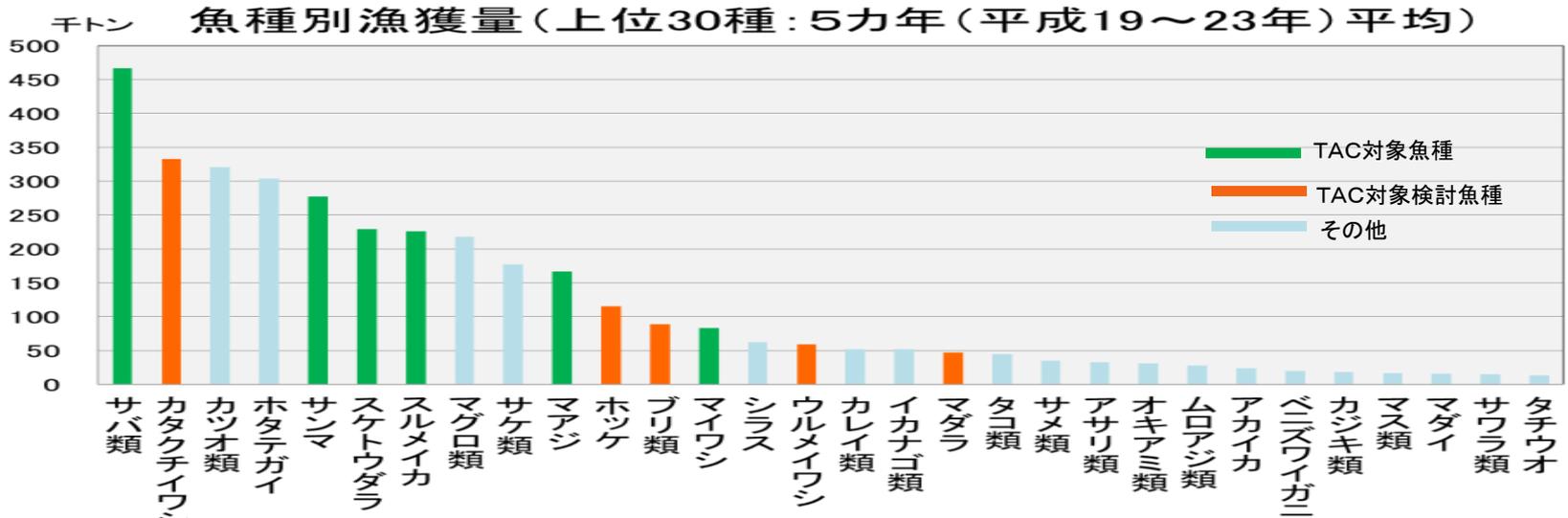
資料4-1の6頁:「資源評価対象魚種の漁獲量及び漁獲割合」の左側の表	資料4-1の10頁:「日本の漁業管理の特徴」の左側の表における日本の漁業生産の内訳
<ul style="list-style-type: none"> ・農水省統計及び水研センターの資源評価データを使用 ・我が国周辺水域の漁獲漁業が対象 ・マグロ等の国際漁業資源や、ホタテ等の貝類・海藻類を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・FAO統計を使用(ベースは農水省統計) ・全ての水域の漁獲漁業が対象 ・マグロ等の国際漁業資源や、ホタテ等の貝類・海藻類を含む



「他に示されていない海産魚種(marine fishes nei)」の中に多くの魚種が一括して計上されている

	漁獲量	累計	累積割合
1 マサバ	392506	392,506	10.20%
2 ホタテ	302990	695,496	18.10%
3 カタクチイワシ	261594	957,090	24.90%
4 カツオ	257879	1,214,969	31.60%
5 スルメイカ	242262	1,457,231	37.90%
6 スケトウダラ	238920	1,696,151	44.10%
7 他に示されていない海産魚種	221000	1,917,151	49.80%
8 サンマ	215353	2,132,504	55.40%
9 マイワシ	175781	2,308,285	60.00%
10 マアジ	168417	2,476,702	64.30%
11 シロザケ	143549	2,620,251	68.10%
12 ブリ類	110917	2,731,168	70.90%
13 ニシン	84659	2,815,827	73.10%
14 キハダ	72382	2,888,209	75.00%
15 ホッケ	62583	2,950,792	76.70%
16 コンブ	61339	3,012,131	78.20%
17 ビンナガ	58499	3,070,630	79.80%
18 メバチ	51921	3,122,551	81.10%
19 番目以降に示された魚種の合計	726,971	3,849,522	100.00%

魚種別漁獲量と生産額の比較



※その他の魚類:底魚類、しいら類、あんこう類、きんめたい類、ぼら類、とびうお類、めばる類、はぎ類、ぼら等 など

漁業者団体が行うプール制の事例

魚種 (漁業種類)	地域	プール制 導入目的	実施形態								
			参加者 数	取組の範 囲	上限漁獲量等の設 定の科学的根拠	上限漁獲量等の設定	割当単位	操業単位	プール制の考え方	割当実施時期	取組効果
アワビ ※1 素潜り	茨城県川尻 地区	資源管理、価格 調整、密漁防止	26名	川尻地区 の地先	漁獲実績、操業状 況、価格等	左記を基に漁業者が 設定	9kg/人	4~5名/隻のグ ループ操業	各船で均等配分	6月~9月	安定した収入の確保、 資源維持
ハマグリ等の二枚貝 小型底びき網漁業	茨城県大洗 から波崎の 鹿島灘	資源の持続的有 効活用	253隻	共同漁業 権内	上限設定は行って いない	漁業者の連合会が操 業方法を決定	4時間以内の操業	50隻で1班を体制で 週1回の操業	各班ごとに1隻毎 に配分	周年	資源の保護、安定漁獲、 価格維持、品質向上
サクラエビ 船びき網	静岡県	操業の効率化、 資源管理	60ヶ統 120隻	駿河湾	県の水産技術研 究所が資源水準を 調査	漁業者が組織する出 漁対策委員会が毎日 の操業の有無、目標 漁獲量等を決定	全船の総漁獲量	2隻1組で集団操業	水揚げ金額を均 等配分	10月~12月 3月~6月	安定した漁獲量を確保
ウスマバル(アカテリ) 刺網	秋田県	過当競争の解消	3名 (隻)	八峰町八 森地先	上限漁獲量等の 設定の設定なし	左のとおり	割当なし	3名(隻)がそれぞれ操業	均等配分	2/1~6/30の うち2~3月を共 同経営	過当競争の解消
ハタハタ 定置網	秋田県	操業効率化、利 潤の均等配分、 資源管理	14名	にかほ市 金浦地区	県の水産試験場 が資源量を調査	左記を元に漁業者等 で構成されるハタハ タ資源対策協議会で 県全体のTAC及び沿 岸、沖合配分率を決 定。その後、下部組 織である沿岸及び沖 合部会で地区別TAC 配分量をそれぞれ決 定。	左記の地区別TAC 配分量(ト)	3~5カ統	水揚げ金額を均 等配分	12月のみ	資源維持、過当競争防 止、収入安定

資料：県による聞き取り及び水産庁の資料に基づき水産庁で作成。

※1の取り組みについては、東日本大震災以前のもの。

プール制とは：ある漁業者集団内の個々の漁業者の水揚げ金額を、集団を構成する全員分について合計し、その総額を構成員間で一定の規則に従って個々の漁業者に再配分する方法。